

第25期第9回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年2月26日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 9 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 2 月 2 6 日)

○開催日時 令和 6 年 2 月 2 6 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 4 5 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可書の返戻の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |

○出席委員（23名）

会	長	27番	信	夫	重	勝		
会	長	代	理	26番	加	藤	真	純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
18番	小	島		敏	20番	岸	本	正	明
22番	豊	島	千	秋	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（4名）

17番	及	川	哲	夫	19番	齊	藤	春	雄
21番	伊	藤	一	吉	23番	目	黒	英	夫

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主査	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第33条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席1.5番 藤 田 浩 義 ⑩

議席1.6番 石 田 昌 樹 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 3 件、議案 3 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 9 回農業委員会総会を開会いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開会させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、17 番及川委員、19 番斉藤委員、21 番伊藤委員、23 番目黒委員の 4 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。15 番藤田委員、16 番石田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可書の返戻の報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可書の返戻の報告について。次の者から令和 4 年 2 月 28 日開催第 21 回総会において審議し許可した農地法第 4 条第 1 項の規定による許可書について、返戻があったので報告する。

本件は令和 4 年 2 月 28 日開催第 21 回総会において審議し許可された案件ですが、許可を受けた者が従業員住宅の建設を断念したことにより許可書の返戻があったものです。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第 1 号、届出人、 番地の 、

 。申請地、 － 、 ㎡の内

 ㎡。転用目的、従業員住宅の建設。返戻の理由、従業員住宅の建設を予

定していたが、資材高騰などにより住宅の建設を断念したことから本許可を返戻するものである。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、返戻の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和6年2月6日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和4年11月30日。

第2号、事業完了年月日、令和5年6月1日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては永久転用の完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は2件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。その他の法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第４ 議案第１号

○議長（信夫会長）

日程第４ 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第１号、申請人の住所氏名、譲渡人、釧路市幸町１０丁目３番地、釧路財務事務所長 明石勝哉。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、１ヘクタール当たりの単価は約 円となっています。

第２号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から４０年間。

第３号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。。貸借期間、許可日から４０年間。

以上で議案第１号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第１号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。第１号につきましては１５番藤田委員、第２号につきましては２５番大内委員、第３号につきましては１４番市川委員。

それでは、第１号につきまして１５番藤田委員お願いします。

○１５番 藤田委員

はい、御説明いたします。 さんの畑の中に旧道路用地があり、財

務省から土地を購入することになりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第2号につきまして25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、[]さん親子ですけれども、家族で真面目に取り組んでおられる農家であります。特別問題はないと思います。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、第3号につきまして14番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、[]さんですけれども、経営移譲のため息子さんに全地を使用貸借ということで進めています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第1号の委員説明が終わりました。それでは議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]一[]、面積、[]
[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂、火山礫、土採取。計画内容、砂等採取量、計[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、

農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、
番地の 、 。転用者氏名、
番、 。

以上で、議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めます。第 1 号につきまして 25 番大内委員お願いいたします。

○25 番 大内委員

はい、この畑は長年にわたり砂採取をされているところで、手前の終わったところも種は蒔いていませんが、綺麗に整理されていたので、問題はないと思います。以上です。

○議長（信夫会長）

議案第 2 号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 2 号につきまして原案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第 6 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 6 議案第 3 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第 3 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により決定を求める。

本案は所有権の移転が 2 件、利用権の設定が 6 件となっております。

所有権から朗読いたします。

第1号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外筆、計[]m²。所有権を移転する者、[]番[]号、[]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和6年2月27日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和6年11月30日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、藤田委員、加藤祐介委員。

第2号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外筆、計[]m²。所有権を移転する者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[]円。対価の支払い期限、同上。対価の支払い期限、同上。引渡しの時期、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、佐々木委員、木幡委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和6年2月27日。終期、令和16年2月26日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、市川委員、木幡委員。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、同上。始期、同上。終期、同上。借賃、年額[]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、佐々木委員、木幡委員。

次号から第6号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番[]号、[]。設定する利用権、内容、採草放牧地として利用。始期、令和6年3月28日。終期、令和11年3月27日。借賃、年額[]円。借賃の支払い方法、毎年6月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、市川委員、木幡委員。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外筆、計[]m²。

㎡。利用権の設定をする者、 番地の 、
。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和
6年2月29日。終期、令和11年2月28日。借賃、年額
円。借賃の支払い方法、毎年9月30日までに指定口座に振り込むもの
とする。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第5号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
。利用権を設定する土地、
外 筆、計 ㎡。利用権の設定をする者、
番地の 、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として
利用。始期、令和6年3月28日。終期、令和11年3月27日。借賃、
年額 円。借賃の支払い方法、毎年12月31日までに指定口座に振り
込むものとする。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

第6号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
。利用権を設定する土地、
外 筆、計 ㎡。利用権の設定をする者、
番地の 、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、
同上。終期、同上。借賃、年額 円。借賃の支払い方法、毎
年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、羽石委員、
岸本委員。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました

なお、所有権の移転の第2号につきましては 番 委員に関する案件
ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規
則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは所有権の移転の第2号につきまして調整に当たられた委員の説明
を求めます。所有権の移転の第2号につきまして10番佐々木委員お願いし
ます。

○10番 佐々木委員

はい、この案件は さんが所有地の一部を売却したいということで、
さんとの間で売買が成立したものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

所有権の移転の第2号の委員説明が終わりました。それでは、所有権の移
転の第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませ
んか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、所有権の移転の第2号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の第2号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、利用権の設定の第1号につきましては 番 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは利用権の設定の第1号につきまして調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の第1号につきまして14番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、この件ですけれども、 さんが休農したときに一部農地が屋敷まわりで残っていたところがありまして、そこを さんに使用貸借でお願いするということになっています。年金の関係です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の第1号の委員説明が終わりました。それでは、利用権の設定の第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の第1号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の第1号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限案件以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の第1号につきましては15番藤田委員。利用権の設定の第2号につきましては10番佐々木委員、第3号及び第4号につきましては14番市川委員、第5号につきましては6番石毛委員、第6号につきましては1番羽石委員。

それでは、所有権の移転の第1号につきまして15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。ここは さんの畑で さんが賃貸して使っていましたが、 さんから売却の意向があり、 に売買することになりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第2号につきまして10番佐々木委員お願いします。

○10番 佐々木委員

はい、この土地は さんが経営地の一部を売却したいという意向でしたが、贈与税の納税猶予に係る土地であったため、貸付けとなって さんをお願いすることになりました。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第3号及び第4号につきまして14番市川委員お願いします。

○14番 市川委員

はい、まず3号の さんの件ですが、今までは さんが賃貸借していたんですけれども、 さんが休農したためにその土地を さんに賃貸借していただけることになりました。4号の さんの件については、賃貸借の期間が2月末で切れることになることから、継続して賃貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第5号につきまして6番石毛委員お願いします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。 さんと の賃貸借の期間が満了するということで、同じ条件での契約の継続となります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の第6号につきまして1番羽石委員お願いします。

○1 番 羽石委員

はい、御説明いたします。 と さんの賃貸借の期限到来による、同条件での更新となりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の議事参与制限案件以外の案件の委員説明が終わりました。それでは、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして、原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第9回総会を閉会します。